

# 『チタン全部鑄造冠』製作に関する規約

CadDent 株式会社（以下、「当社」という）は以下の条件にて、歯科医院（以下、「貴院」という）発注のチタン全部鑄造冠（以下「技工物」という）の製作を行います。

## 第一条（取引条件）

取引の具体的内容は以下の通りとします。

- ① 【販売価格】当社が貴院に納品する技工物の税別価格は、1ヶ 6,000 円とします。また、分割根での製作の場合は1 歯分とする。
- ② 【納期】原則として当社に到着してから、石膏模型到着日を除く中 5 営業日とします。
- ③ 【送料】貴院からの発注と当社からの納品はそれぞれ元払いで送料負担をするものとします。再製作時も同様とします。ただし、貴院から当社に1 回の依頼につき 2 本以上（当社が取り扱っている他の技工物も含む）をまとめて発送した場合は、販売代金請求時に 300 円を差し引くようにします。（再製作時の症例は除く）
- ④ 【支払条件】当社は月単位で請求を行い、貴院は請求対象月の翌月末日までに、当社が指定した口座に支払うものとします。また、振込手数料は貴院の負担とします。

## 第二条（発注・製作・納品方法）

- ① 発注は貴院にて1 注文ごとに技工指示書、石膏模型（全顎模型）、バイトを一体とし、緩衝材等で組み宅配便で送付するものとします。当社での、シリコン印象への石膏流しはしておりません。
- ② 当社に到着した石膏模型に不具合がある場合は、当社と貴院で検討するものとします。また、製作が不可能な物はお受けしておりません。
- ③ 当社は、貴院の技工指示書に従って作業用模型、技工物を製作します。ただし、製作が複雑な物は検討するものとします。
- ④ 納品書と製作した作業用模型、技工物を宅配便で貴院へ送付するものとします。また、納品された技工物に不具合があった場合は、検討するものとします。

## 第三条（技工物の保証について）

- ① 当社が納品した技工物がセット時に破折、不適合だった場合 1 回に限り無償で再製作致します。ただし、模型が変形をしている可能性がある場合（血液付着、マージン不鮮明、大きなバリ等）、紛失した場合は対象外とします。
- ② 当社は納品した技工物が通常の使用において、2 年以内に破損した場合、1 回に限り 3,000 円（税別）で再製作致します。ただし、技工物が当社規定の最低厚みよりも薄い場合、特殊な症例に関しましては対象外とします。

## 第四条（不可抗力）

天変地異や戦争、テロ、大規模火災、その他の不可抗力により、当社から貴院への技工物引渡しに支障が生じた場合、当社はその損害賠償の責を負わないものとします。

## 第五条（秘密保持）

貴院と当社は本規約及び個別規約に定める債務の履行にあたり、相手方より提供された技術上または業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨を指定した情報を第三者に開示または漏洩しないものとします。

#### 第六条（合意管轄）

本規約に関し、訴訟の必要が生じたときは、山口地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第七条（規定外条項）

本規約に定めのない事項が生じたとき、又は、本規約各条項の解釈につき疑義が生じたときは、貴院と当社は誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

以上

本規約は 2023 年 4 月 1 日受注分から適用します。